

南信州広域連合火災予防条例の一部改正

平成 26 年 6 月

飯田広域消防

催しにおける対象火気器具等の取扱い及び大規模な屋外催しにおける防火管理体制の構築について

I 改正の背景

1 京都府福知山市花火大会火災

平成 25 年 8 月 15 日、京都府福知山市で行われた花火大会において、死者 3 名、負傷者 56 名という甚大な被害を伴う火災が発生しました。この火災は、花火大会に出店していた露店の関係者が、発電機にガソリンを補給しようとしたところ、ガソリン携行缶からガソリンが噴出して周囲の観客に降りかかるとともに、露店の方向にも噴出し、露店で使用していたガスコンロの火が噴出したガソリンに引火し爆発したもので、露店で使用していたガスコンロが出火原因の一つであると考えられています。

また、この火災においては、

- ① 観客席、露店、発電機及びガソリン携行缶の配置場所が近接しており、火災予防上の観点から配置場所が適切ではなく、また、それを確認する体制となっていなかったこと。
- ② 主催者等から個々の露店に対して火災予防上の指導をどのように行うのかが明確ではなく、火気器具の管理については個々の露店主に委ねられていたこと。

などが、人的被害が拡大した要因であると考えられています。

2 国における検討状況

消防庁では、この火災を踏まえ、国の火災予防行政に係る諸課題について総合的な検討を行う「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として「屋外イベント会場等火災対策検討部会」を設置して検討を行い、「屋外イベント会場等火災対策報告書」を取りまとめました。また、平成 25 年 12 月 27 日には、「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成 25 年政令第 368 号）を公布しました。

南信州広域連合では、この消防法施行令の改正等を受け、次のとおり南信州広域連合火災予防条例の一部を改正します。

II 南信州広域連合火災予防条例の一部改正案の概要

主な改正事項は、下記 1 から 3 までのとおりとなります。また、今回の改正に伴い必要となる届出の具体的なイメージについては、下記 4 の図のとおりのとおりとなります。

1 屋内又は屋外での催しにおける消火器の準備

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、次の①から⑤までの器具（以下「対象火気器具等」といいます。）を使用する場合は、迅速な初期消火作業と被害拡大防止の観点から、露店、屋台その他これらに類するもの（以下「露店等」といいます。）の開設の有無にかかわらず、消火器の準備をした上で使用することが義務となります。

- ① 火を使用する器具
- ② その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、液体燃料を使用する器具
- ③ その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、固体燃料を使用する器具
- ④ その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、気体燃料を使用する器具
- ⑤ その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、電気を熱源とする器具

・準備する消火器は、「消火器の技術上の規格を定める省令」（昭和 39 年自治省令第 27 号）第 1 条の 2 第 1 号に定める消火器のうち適切なものとなります。（水バケツ、エアゾール式の簡易消火具及び住宅用消火器は適切なものには当たりません。）

(1) 消火器の準備

原則として、対象火気器具等を取り扱う者が準備しなければなりません。ただし、初期消火を有効に行うことができる場合には、対象火気器具等の使用実態に応じ、複数人で共同して消火器を準備することもできます。



(2) 対象となる催し

一時的に一定の場所に不特定多数の人が集まることにより混雑が生じ、火災が発生した場合に危険性が高まる催し、具体的には、祭礼、縁日、花火大会、展示会等の一定の社会的広がりを持つものが対象となります。したがって、近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が集まる催しなど、集まる者の範囲が個人的なつながりに留まる場合は対象外です。

(3) 対象火気器具等に該当する器具

具体的には、コンロ、グリドル、ストーブ、発電機等が該当します。

【対象火気器具等（例）】



《コンロ》



《グリドル》



《ストーブ》



《発電機》

(4) 屋内で催しを行う場合

対象火気器具等を使用する際には、屋外だけではなく、当該対象火気器具等を使用する場所が屋内であっても、消火器を準備する必要があります。

ただし、建物内に既に消火器が設置してあるなど初期消火を有効に行うことができる場合（開設する露店等（対象火気器具等を使用する場所）からおおむね歩行距離が20メートル以内に消火器が設置してある場合）は、対象火気器具等の使用実態に応じ、新たに消火器を準備することを要しません。

2 対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合の届出

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合は、事前の届出が必要になります。

(1) 届出を行う者

「露店等を開設しようとする者」となります。

ただし、一つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合には、個々の露店主がそれぞれ個別に所轄消防署に対して届出を行うのではなく、当該催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者等が取りまとめて所轄消防署に届出を行うことができます。

(2) 義務付けを行う理由

上記1のとおり、今後は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を使用する場合には消火器の準備が必要となりますが、特に露店等を設ける場合には火災時における被害拡大防止の観点から、消火器の準備状況を消防が事前に把握することにより、必要に応じて指導を行うことができるようにするものです。

3 屋外で大規模な催しを開催する場合の防火管理

1 指定催しの指定

消防署長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する**屋外**での催しのうち、大規模なものとして**消防長が定める要件(※1)**に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

(※1) 消防長が定める要件

- | |
|---|
| <p>① 予想される人出が1日11万人以上の規模で、主催者が出店を認める露店等が100店を超えるもの。</p> <p>② 消防長が人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるもの。</p> |
|---|

- ・①又は②の要件を満たす**屋外催し**を対象とします。
- ・「指定催し」を指定する場合には、原則として、あらかじめ当該「指定催し」を主催する者の意見を聴くこととします。

- ・「指定催し」を指定した場合には、その旨を当該「指定催し」を主催する者に通知するとともに公示します。

2 防火担当者の選任、火災予防業務計画の作成等

「指定催し」を主催する者に、以下の2項目が義務となります。

- ① 当該「指定催し」において、防火・火災予防の統括的管理を行うための**防火担当者を選任**し、また、当該防火担当者に対して、火災予防上必要な業務に関する**計画（以下「火災予防業務計画」(※2)といたします。)を作成**させ、当該火災予防業務計画に従って必要な業務を行わせること。
- ② 当該「指定催し」を開催する日の**14日前まで**に、火災予防業務計画を所轄消防署に提出すること。

(※2) 予防業務計画の内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。② 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。③ 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。④ 対象火気器具等に対する消火の準備に関すること。⑤ 火災が発生した場合における初期消火活動、飯田広域消防への通報連絡及び観客の避難誘導に関すること。⑥ 上記アからオまで以外の火災予防上必要な業務に関すること。 |
|---|

(1) 防火担当者の選任を義務付ける理由

祭礼、縁日、花火大会等の催しのうち大規模なものについては、会場に多数の人が集合し、混雑が生じることで、火災発生時には消火及び避難が困難になり、被害を拡大させてしまうおそれがあります。特に多数の対象火気器具等を使用する催しにおいては、火災の危険性が高まり、重大な被害を招くおそれがあります。このため、こうした催しを主催する者の責任と役割を明確化し、必要な防火管理体制を構築する必要があることから、「指定催し」を主催する者に防火担当者の選任を義務付けるものです。

(2) 防火担当者として選任する者

「指定催し」を主催する者は、「指定催し」の関係者に対して火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の者を防火担当者として選任することとします。なお、「指定催し」を主催する者自らが防火担当者となっても構いません。

(3) 防火担当者の役割

防火担当者の役割は、火災予防業務計画を作成し、当該計画に従って「指定催し」の関係者に対し、必要な指示等を行うことです。

(4) 14日前までに火災予防業務計画の提出を行う理由

飯田広域消防が催しの概要を事前に把握するとともに、提出された火災予防業務計画の内容を確認し、必要に応じて当該火災予防業務計画の是正を求めることができるようにするた

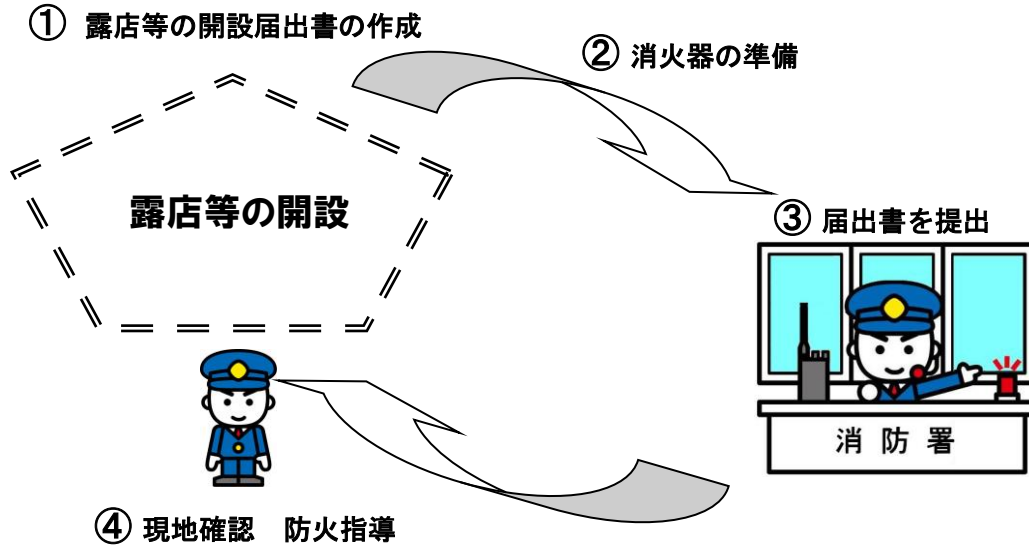
めです。

・屋外催しを開催する場合に、防火管理について一義的な責任を負うのは、「指定催し」の主催者となります。必要な届出が行われない場合には、下記5のとおり、罰則の対象となります。

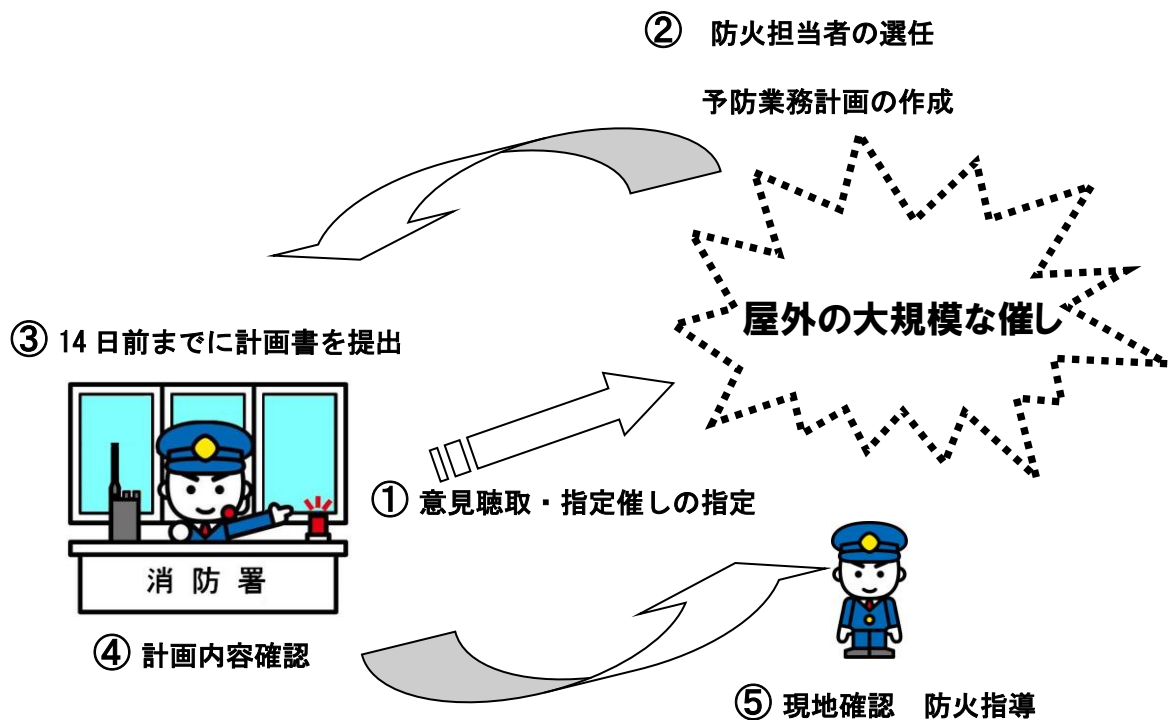
4 各種届出の具体的な流れ

上記1から3までにより必要となる届出の流れを図示すると、以下のとおりとなります。

(1) 催しにおいて露店等を開設する場合（上記1及び2関係）



(2) 「指定催し」を開催する場合（上記3関係）



5 罰則

「指定催し」の主催者が、上記3(2)の火災予防業務計画を所轄消防署に提出しなかった場合は、当該「指定催し」の主催者に対し、30万円以下の罰金を科すこととします。これは、火災予防業務計画の重要性、大規模な屋外催しにおける火災予防の実効性向上を勧奨したものです。

なお、この罰則は、「指定催し」の主催者である法人（法人ではない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含みます。）の代表者や個人だけではなく、法人に対しても同時に適用される場合があります。

6 施行期日

一定の周知期間を設け、平成26年8月1日からの施行されます。

また、施行の日から起算して14日を経過する日までの間に終了する屋外催しについては、上記3の防火管理に関する規定は適用しません。

<お問い合わせ先>

内容に関すること	飯田広域消防本部 予防課	0265-23-6002
届出に関すること（管轄署）	飯田消防署	0265-22-0119
	伊賀良消防署	0265-25-0119
	高森消防署	0265-35-0119
	阿南消防署	0260-22-3344